

令和8年度川崎市プレミアムデジタル商品券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支え、地域経済活性化及び市民・事業者のデジタル化促進を目的として、民間事業者のキャッシュレス決済を活用し、市内在住者を対象としたプレミアム付きデジタル商品券を発行する「川崎市プレミアムデジタル商品券」事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアムデジタル商品券 前条の目的を達成するために、市によって販売される電子商品券をいう。
- (2) 購入対象者 購入申込み時点で川崎市民である者
- (3) 特定取引 プレミアムデジタル商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (4) 利用店舗 特定取引を行い、決済されたプレミアムデジタル商品券の換金を受けることができる事業者として登録された者をいう。
- (5) 事務局 利用店舗の募集やプレミアムデジタル商品券の販売・換金等に係る事務を実施する、市から委託を受けた者をいう。

(プレミアムデジタル商品券の価格等)

第3条 市長は、この要綱に定めるところにより、購入対象者にプレミアムデジタル商品券を販売する。

- 2 プレミアムデジタル商品券の販売単位は、一単位（一口）当たり2千円とする。
- 3 プレミアムデジタル商品券の一口当たりの額面は2千6百円とする。

(プレミアムデジタル商品券の使用範囲等)

第4条 プレミアムデジタル商品券は、利用店舗との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 プレミアムデジタル商品券の使用期間は、令和8年6月29日から令和8年12月25日までの間とする。また、市長は必要に応じて、別に定めるところにより、使用期間を延長できるものとする。
- 3 プレミアムデジタル商品券を電子商品券として利用する権利は、売買及び交換を行うことができない。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。
- 4 プレミアムデジタル商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用

することはできない。

- (1) 出資や債務の支払い（振込代金、振込手数料を含む）
- (2) 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ（電子たばこを含む）の購入
- (4) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- (5) 競馬法（昭和23年法律第158号）第6条に規定する勝馬投票券の購入
- (6) モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条に規定する舟券の購入
- (7) 自転車競技法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券の購入
- (8) 小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第12条に規定する勝車投票券の購入
- (9) 国、都道府県、市町村に対する支払いのうち、税金、水道料金・下水道使用料、手数料、保険料の支払等
- (10) 土地・家屋の購入等の不動産に関わる支払い
- (11) 現金との換金、金融機関への預入れ
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
- (13) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (14) その他、各利用店舗又は川崎市が適当と認めないもの

（プレミアムデジタル商品券の購入申込）

第5条 プレミアムデジタル商品券の購入を希望する者は、市長が別に定める方法により、プレミアムデジタル商品券事務局へ申込を行う。

- 2 市長はプレミアムデジタル商品券の購入申込を行った者に、当選を通知する。
- 3 市長は購入申込数が400万口を超えた場合は、抽選方式により、当選者の口数を決定することができる。抽選を実施した場合、購入残数が生じた際には、追加で当選者の口数を決定することができる。
- 4 プレミアムデジタル商品券の購入上限口数は一人20口とする。
- 5 前項による申込期間は令和8年6月1日から令和8年6月15日までとする。市長は、購入申込を行った者の購入口数が発行口数を下回る場合は、新たに申込期間を設けることができる。

（プレミアムデジタル商品券の購入）

第6条 当選の通知を受けた購入対象者は、プレミアムデジタル商品券の購入代金を支払うものとする。

2 市長は前項の規定に基づき、購入対象者が支払った購入代金の入金を確認した後、利用開始までに購入額とプレミアム額を合算した金額について、電子商品券として利用可能な状態にする。

(利用店舗の参加条件)

第7条 プレミアムデジタル商品券の利用店舗に応募できる事業者は、以下の各号を満たすものとする。

- (1) 川崎市内に事業所・店舗等を有する者
- (2) 川崎市内と市外双方に店舗等を有する場合、プレミアムデジタル商品券の利用を川崎市内の店舗等に限定することができる者

2 次の各号に定める事業者は、前項によらず対象外とする。

- (1) 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- (3) 第4条第4項に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- (4) 川崎市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(昭和40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (6) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (7) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(利用店舗の登録等)

第8条 市長は、民間事業者のキャッシュレス決済の加盟店舗に加え、利用店舗を募集し、応募した事業者について参加条件等を確認の上、登録する。登録した利用店舗については、原則ホームページなどで公開する。

(利用店舗の責務)

第9条 利用店舗は、特定取引においてプレミアムデジタル商品券による決済を拒んではならないこと、プレミアムデジタル商品券を電子商品券として利用する権利の売買及び交換を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築すること、その他この要綱に定める事項を遵守しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

2 市長は、利用店舗が当募集要綱に反する行為を行ったときは、当該利用店舗の登録を取消することができる。

(プレミアムデジタル商品券の換金手続)

第10条 市長は、特定取引においてプレミアムデジタル商品券が使用された場合は、利用店舗に対し、その金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 換金の方法は、利用店舗の預金口座への振込による。振込は、店舗ごとの利用金額を、別に市が指定する日までに行う。

(プレミアムデジタル商品券に関する周知等)

第11条 市長は、川崎市プレミアムデジタル商品券事業の実施に当たり、販売方法、利用店舗等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。